

令和元年 12 月 3 日

一般財団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局長
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52〕
産業廃棄物対策課

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の
整備に関する法律等の施行について（依頼）

県の産業廃棄物行政については、日頃からご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和元年11月21日付け環循適発第1911211号及び環循規発第1911212号
で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、別紙のと
おり通知がありました。

については、貴会員への周知をお願いします。

担当 適正処理グループ
電話 082-513-2963 (ダイヤル)

ソ)

(担当者 木ノ下)